

Title	職業的企業家の成立と資本家との闘争
Sub Title	
Author	向井, 鹿松
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1925
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.3 (1925. 3) ,p.345(29)- 385(69)
JaLC DOI	10.14991/001.19250301-0029
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19250301-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

れを説いたのである。彼れは諸科學連續の大法則を知覺し宣揚せるものである。彼れは諸科學の分離によつて其の相互に蒙る可き損害と、一切の科學を養育す可き偉大なる母として自然科學を認むることなきの事實を痛歎してゐる。(Valerius Terminus, c. 8.; Novum Organum, bk. i. aph. 80, 107; De Augmentis, lib. i. c. 1; lib. iii. c. 4)。

而して第十七世紀最大の經濟論者 Sir William Petty は彼れの精神に従つて行動せるものであつた。(前掲「經濟學史研究」八〇九頁參照)。

而して國家の安固が其の富に依頼すると做すの信念は次第に確固と爲つて行く。Petty より恰も一百年を隔てたる Adam Smith は明かに國民的繁榮を以て其の標的と爲した。彼れは自國の物質的繁榮を助長す可き手段方法の研究に其の精力を集中した。彼れは生活の資料にして増加し、若しくはより一般に利用し得可きものと爲つたならば生活は必然公私共に改善せらる可きものであつて、毫も生活其の者の規範たる可き理想を提示するの必要なものであることを屢々推定せるの觀がある。斯くて經濟學は宗教的倫理と社會改革の標的とを失つたのである。

職業的企業家の成立と資本家との鬭争

向井 鹿松

株式會社は現代資本主義經濟社會に於ける代表的經營形式である。換言すれば今日一般に事業を經營せんとする者は之を株式會社の形式の下に行ふのが普通である。之を Adam Smith が富國論に於て株式會社の適用せられる事業の版圖を狭く解したる當時に比すれば實に雲泥の相違を生じてゐるのである。Smith の如きは一般に株式會社の事業經營上に於ける不利を強調し、假令株式會社に適する事業たりとも、若し之に要する資本の高大ならず個人資本にて事足る場合には、株式會社による可からずと論じたのである。則ち彼は株式會社を以て大資本調達に必要な技術的手段となしたのである。爾來學者は大資本の調達を以て株

式會社の特徴の一として掲げ、現に株式會社論の權威 Passow の如きすら今尙此の説を改めないものである。⁽⁵⁾然るに一九〇七年 Gottschewski 氏が Schmollers Jahrbuch に於て今日小資本の株式會社の存在する事實を擧げて從來の定説の誤まれるを正して以來、此の説に賛するもの漸やく多く⁽⁶⁾ Polle の如きは株式會社を以て平均企業家の資力の及ばざる資本の調達手段なりとせる舊説を以て「全然陳腐の、且つ今日の事實と全然相反する解釋なりと斷ずるに至つた」⁽⁶⁾

然らば今日企業は何故に株式會社の形式を選ぶやに到つたかと云ふと蓋し之れ大市場發達の結果に外ならないのである。經濟社會が益々分化して、各個人の活動愈々専化するに伴ひて各個人間の交易關係は益々複雑を極めざるを得ない。而してかかる專業化が大規模に行はれることが經濟的である以上は更に其の交易關係の版圖は益々大とならざるを得ないのである。此交易關係の複雑となるや否や、又其版圖の廣汎となるや否やは則ち工業生産を左右するもので、而して更に進んで其生産の技術すらも此の市場關係又は經濟關係の前には一步を譲らざるを得ないのである。生産方針及び其の技術を左右する此市場關係が生産經營

の前提たる其資金の調達をも左右するのは亦蓋し當然のことと云はねばならぬ。則ち(イ)企業に大資本を投せんとする者の立場より云へば交易關係の複雑と其擴大はそれ丈危険の増大を意味するものである。而して一つ籠に餘りに多くの卵を入れるの危険を避けんとする者は之を分割しなければならぬ。換言すれば大資本の危険は之を分割投資するによつて之を軽減し得るものである。(ロ)企業を經營する者の立場より云へば其の企業の設立又は擴張に際して個人資本の勢力の下に服することを欲しないものである。故に市場が擴大されたる場合には彼等は公けに資金を募集することが出来、企業經營上何等個人的資本に依頼し之に屈するを要しないのである。例へば米國に於ては會社の發起人は何等現物出資又は株金の拂込を要せずして普通株(Common Share)を取得することが廣く行はれてゐる。又優先株を發行して資本を集め、而も優先株主の會社に對する權限を制限すること亦一般に行はれる所である。更に又株式會社は社債發行の特別な權利によつて容易に公衆より資金を募集することが出来る。これ等は何れも皆企業家が株式會社の形式によつて發達せる市場社會を企業資金の調達に利

用するものに外ならない。(六)資本調達に際して發達せる市場社會を利用するは之れのみならず。中には自づから企業を經營するの意思なく、又はかかる意思とは全く、別個に株式會社を設立せんとする者がある。即ち彼等は賣却せんが爲めに株式資本を製造するものである。獨逸銀行の行ふ經營變更業務(Umwandlungsgeschäft)及び發起業務(Gründungsgeschäft)の如き其の顯著なる例である。銀行は個人企業にして相當有望なるものを發見せんか、之を株式會社に變更して、其の評價を増大し、以て其の株式を賣却して利益を得んとし、又は新たなる事業を發起し其の株式を賣却して利益を得んとするものである。其他英國の紡織工業に於ては器械製造業者、建築業者商人等が現物出資をなして株式會社組織の小工場を建設し、後其の株式を賣却して資金を回収し、更に小工場の建築を企つるが如きも此の例である。⁽⁵⁾米國に於ける Promoting Syndicate の活動亦此の例であつて、何れも皆資金調達の目的のために株式會社の形式を用ひて發達せる市場を利用するものに外ならない。蓋し此の場合株式會社の設立は個人の資本の不足の爲めではなくして、資本市場の發達が株式會社の設立することそれ自體を營利の目的たらしむるに つたからである。

是を以て見れば、今や株式會社の設立は企業の必要とする資本の高と、個人の資本所有高との懸隔を調和する技術上の必要に出づるものでなくして、市場經濟社會の發達の結果として、經濟上、必然的に又は經濟的、必要に出づるもので、かくては多數の小資本の株式會社の發生を促がすに至つたものである。

(1) Adam Smith, Wealth of Nations, Bk. V, Ch. 1, Article 1.

(2) Passow, Aktiengesellschaft, II Aufl. S. 29 ff.

(3) Schmollers Jahrbuch, 29 Jahrg., S. 219 ff.

(4) 一九〇九年九月三十日現在の獨逸に於ける株式會社の平均資本額は二百八十萬馬克、英國は四萬一千磅(一九〇八年現在)である。Passow は前掲書に於て此の説を打破せんが爲めに大株式會社の資本の高と小株式會社のそれを比し前者の著るしく大なる事實を舉げて舊説を維持せんと努めてゐるけれども、茲に問題は各種個々の事業の採る經營形式の數、換言すれば株式會社の行はれる範圍の問題であつて、大企業の意義ではない。而して此の意味に於て平均資本金額の低下は彼の亦認むる所である。

(5) Pohle, Der Unternehmerstand, S. 39.

(6) Schmollers Jahrbuch, Bd. 24 S. 103 ff.

二

企業が株式會社の形式を採ることは企業の非人格化(Unpersönlichwerden)を意味するものである。蓋し個人企業に於ては企業を經營する者と企業の所有する者とは同一人である。而して此の企業に必要な資本を所有するものが其の資本を利用して自づから之を經營するのは、是れ最も根原的の企業關係をなすものである。然るに企業所有者と經營者が同一人であると云ふ此の原始的關係に破綻を生せしむる端緒を開いたのは信用制度であつて、之が爲めに一人の資本の所有權及び其の處分權が相手方に委せられるに至つたのである。而して此の結果は則ち既にLévyの指摘したるが如く企業家の資本と企業の資本の區別を生じたものである。而して此の形勢を更に促進して企業の所有者と其經營者を分離したのは株式制度である。蓋し此場合には株主は資本家たると共に法律上の企業所有者であるからである。株式制度が發達するに伴ひ此の企業の所有者と經營者の區別は益々判然と分離せざるを得ないのである。これ株式會社の發達するに従ひ其所有は愈々小額に分割せられ、多人數の間に分布せられるからである。十八

世紀の末葉にすらかの英國東印度會社の株主は約六百を算し、一八六六年に於けるCredit Mobilierの株主は一萬四千人に達したと稱せられてゐる。而して企業が大資本家に併合せられると稱せられる米國に於てすらIllinois Central Railwayは六千五百二十六人(一九〇〇)Chicago, Burlington & Quincy Railwayは一萬八千人(一九〇一)の株主の所有に屬するものである。かかる事情の下に於ては一つの企業を其の凡ての所有者が經營することは絶對的に不可能である。茲に於てか彼等は其の所有に附屬する當然の經營權を少數の者に委任すること、尙政治上に於ける代議制の如くならなければならないものである。而して彼等自身は何等の會社の經營に参加することなく、否會社の事業の成行に就いては何等心を勞するなく、只其の投資に伴ふ收益を受くるを以て唯一の目的とするに到るものである。茲に於てか企業は全く之を所有する者の人格とは離れて獨立の存在を有するものであつて、個々の所有者の死亡、運命、行動によつて左右せられることはないのである。是れ會社と個人企業とが全く異なる所であつて、則ち企業が非人格化されたりと云ふ所以である。

然らば此の多數の株主に代はりて會社の經營に當る少數の人は何人であるか、彼と所有者とは如何なる關係に立つかと云ふ問題が起つて來る。此の場合大株主が企業の自然的支配者たることは所有者が企業の自然的經營者たることより當然推知し得られる所である。又實際株式會社發達の初期に於ける會社の經營者は大株主に外ならなかつたのである。則ち英國及び和蘭の東印度會社が大株主委員會によつて支配せられ、小株主は全然會社經營に参加するの權利を有しなかつたことは人の知る所であつて、其の後に於ける各國の法制亦同一であつた。⁽³⁾けれども所有者と經營者を同一人たらしめんとする此の考は株式制度の發達せる今日にては著るしく緩和せられてゐる。則ち獨逸に於て株式會社の日常の業務を執行するものは Vorstand (重役會) で、之を構成する者は Direktor (重役) であるけれども、これは高級役員であつて株主たるを要しない。此の上級機關に更に Aufsichtsrat なるものがあるが、此の會を構成するものも亦必ずしも株主たるを要しないのである。⁽⁴⁾ 米國で獨逸の Direktor に當るのは Officer である。Officers の内で president と vice-president は director たるのが普通であるけれども、其他の者は之を必要としない。此の上にある業務執行の最高機關は重役會 (Board of directors) であるけれども、而も Common Law は重役の株主たるを必要とせぬからして、州法に特別の規定なき限り何人が會社の經營者となるも差し支へないものである。獨逸に於て會社の經營者が株主たるを要すると云ふ舊規定を廢止したのはこれ株主以外に廣く會社經營に知識經驗ある有能の士を求め、之を經營者たらしめんとしたものであつて、此の立法の趨勢を見るものは株式會社の所有者と經營者が全然分離しつゝある事實を明かに看取し得るのである。

之を以て見れば企業の經營に参加せずして企業に資金を提供するものに二つあるわけである。一つは信用の手段によつて資金を貸與する者であり、二は株式を取得し其の企業利潤を受るを條件として資金を提供するものである。前者は法律上企業の債権者として定額の利子を受け、後者は企業の所有者として不定の利益配當を受ける。會社に就いて云へば前者は社債の所有者で、後者は株式の所有者である。けれども純經濟上の見地より云へば此の區別は決して判然としてゐないものである。同じく株式でも補足優先株 (Cumulative preferred Stock) は殆んど

利子と等しき配當を受け、而して企業干與に制限を加へられたる一流會社の優先株に到りては實質に於て殆んど社債と異なる所はない。米國では普通株でも只重役選舉の權限を有するのみで、會社の經營に就いては株主として干與し得るの權限を有しないのが普通である。一方に社債の所有者には、假令それが、米國の特例であるにしても、株主と同一の權限を與へ得る旨を州法に定めてゐる所があり (Delaware) 又株主と同一の選舉權を與へ得る州もある (Nevada 及び Virginia)。

此故に法律上より見るも會社の社債所有者と株主との間には嚴格なる區別をすることは出来ないのである。而して之を純經濟上の立場より云へば兩者は正に同一の地位に立つものである。則ち企業資金を會社に提供すること之である。而して彼等が會社に致す職分は則ち之れ丈に終つてゐるものであつて、會社の經營に就いては自ら之に參與することを敢へて欲しないものである。彼等の欲する所は只其の投下資本に對する収益である。此の點に於て會社の債權者と所有者は正に合致するものであつて、則ち兩者は共に資本家に外ならないのである。茲に於てか吾人は株式會社の成立は企業的所有者と經營者の區別と對立を生じ

たとも云ひ得ると共に、又資本家と經營者の區別を生じたとも云ひ得るのである。

- (1) Steinitzer, Ökonomische Theorie der Aktiengesellschaft, S. 53
- (2) Wörterbuch der Volkswirtschaft, 3 Aufl. Bd. II. S. 537.
- (3) Steinitzer, a. a. O., S. 57 ff.
- (4) Passow, a. a. O., S. 408.
- (5) Aufsichtsrat は普通監査役と譯され、又獨逸の立法者の意志しそれであつたけれども、今日の實際では寧ろ一つの經營機關となつてゐる。従つて之を日本で監査役と譯するのは誤解を招き易し。
- (7) Conyngton, Corporate organisation and Management, pp. 165-6.
- (8) Conyngton, ibid. pp. 425-6.

三

株式會社に於て企業的所有者と經營者の分離する事實は既に Marx が其資本論第三卷に於て指摘したる處であつて、敢て新らしい事實ではない。只彼は企業經營者を職能的資本家 (Funktionierender Kapitalist) 企業所有者を貨幣資本家 (Geldkapitalist) として其兩者の區別を明かにしたにも拘はらず尙共に資本家なる文字を用ひた。Engels の如き亦資本家の凡ての社會的職分が俸給を受くる役員の手に歸し、資本

家は只收入を懐に入れ、利札を切り離し、取引所取引に金錢の輸贏を争ふの外何等社會的活動をなさざることを指摘してゐる。^③吾人若し Passow の株式會社論を讀まんか十數名の學者の既に此の問題に注意を向けてゐるのを發見する。

而して此の問題は又吾國の學者の注意を喚起しないではをかなかつた。則ち先年福田、關、上田三博士の間に行はれた論争之である。勿論株式會社が資本の所有者と其經營者を分離したる事實従つて從來企業家の職分として考へられたる其の職分に分割を生じたことは何等新らしき事實でなく、従つて亦問題は生じないのである。三博士の論争は斯の如き事情の下に於て何れを企業家と云ふやの概念論に外ならなかつたのである。則ち福田博士が株主は企業家に非ず、會社其者が企業家なりと云ふに對して、關博士は會社其物を企業家とするは經濟論として不當なる旨を述べてをられる。而して當初企業職分の分割を提げて本論題を提供した上田博士の之に對する今日の意見は「會社を以て一個の統一ある組織と認め、其組織内に於て從來の企業家の職分は重役と株主との間に分割せられる。而して此の際株主は事業の危險を負擔し、重役は事業を經營指揮するもので、最早

舊來の意味に於ける企業家はない」と云ふのである。^④

余は先に株式會社に於ては企業所有者と企業經營者の區別を生じ、而して前者は本論に所謂資本家であると斷定したからして、茲に當然本論に所謂企業家とは何であるかを説明するの順序となつた。而して此の爲めに余は上田博士の説を批評しつゝ、本題に入りたい。

上田博士は株式會社には最早舊來の意味に於ける企業家なしと云つた考は假令之によつて新らしき企業家の存否は言明しないけれども尙 Sombart 教授が企業家の職分は企業の形成に伴ひそれぞれ異なり、従つて企業家の經歷も異なると云ふ根本思想とは異なるやうに思はれる。而して余は舊式の企業家は消失しても株式會社には新らしき企業家の發生せるを説かんとするものである。

更に博士は「企業家の職分は株式會社と稱する一個の組織によつて行はれる」と云つたのは何等特に株式會社の特徴をなすものでない。蓋し凡ての企業は經營上一つの組織に外ならないので、此の意味で凡ての企業に於て企業家の職分は一つの組織によつて行はれるからである。最後に株式會社に於ては企業家の危險

負擔の職分は株主に行き、事業經營の職分は重役に行くと言ふ博士の議論は余の全然賛同し難き所で、以下此の點から余は自分の説を述べて行きたい。

(1) Passow, Kapitalismus, S. 113, Anm. 5.

(2) 此點に關する詳細なる文献の引用は Passow, Aktiengesellschaft S. 324 ff. を参照せらる可し。

(3) 上田博士、株式會社經濟論一〇一頁以下。及び Archiv für Sozialwissenschaft u. Sozialpolitik, Bd. 29, S. 717 ff.

四

企業家の職分を分ちて(一)危険負擔と(二)事業の經營に分つは單に上田博士のみでない。上述の三博士の論争に際し引用せられた Lexis の Allgemeine Volkswirtschaftslehre (S. 67) にも擧ぐる所である。則ち事業危険の負擔なる消極的職分は株主に屬し、此の限りに於て株主は現實に企業家の特質を有すと云ひ、更に資本の處分、利用の積極的職分は事業指揮者に屬すると云ふ Lexis の議論は又 Passow の前掲書にも引用する所である。更に又 Pohle も全く之れと同一の説を爲してゐるのである。

然らば事業に伴ふ危険の負擔は果して此等諸學者の説くが如く企業家特有の職分であらうか。事業一度蹉躓せんか之か危険を負擔する者は單に企業家のみではない、之に従事する勞働者は勿論凡て此事業より利益を受けてゐるものは皆之が危険を負擔しなければならぬ。若し企業家の受くる危険が資本危険なりと云はんか、企業に對する債權者亦資本危険を負擔しなければならぬものである。然らば何故に學者は危険を以て企業又企業家の一つの特徴とせんとするか。

今日宇宙に存在し自己保存に努むるものには、必ず之を脅かす危険の存するものであつて、危険は獨り企業又は企業家の獨占ではない。而も危険を此等の特徴となす所以は之れ企業が市場生産をなす結果として之より生ずる特別の危険を冒かすが故に外ならない。而して此の點に於て從來學者が企業の危険と論じたる危険は今日の企業經營の事實及び經濟進化の事實よりして、明白に更正するの必要あるとを余は確信するものである。則ち從來世人が危険を冒かし又は負擔するとは企業所有者が其所有危険を冒かし又は負擔する意義であるけれども、吾人が危険を冒かすとして動的に考ふる時は危険とは一つの組織體としての企業

其物が其の自己保存を脅かされるや否や、換言すれば企業が企業として成立し其の存続を維持し得るや否やの危険であつて、其の所有者の危険ではない。而して此の危険を冒かすとはかかる危険に抗して企業を成立せしめ、之を繼續せしむるの活動を云ふものである。只此の企業の自己保存の危険も企業が社會の人の需要満足のため成立する結果として生ずる危険なる點に於て所有危険と同一のものである。則ち此の意味に於て企業家は危険を負担する消極的事實よりし寧ろ積極的に企業の自己保存の危険を冒かす活動の意味に於て其意義を有するものである。而も世人が異なる此の二つの概念を兎角混同するに到りしは從來此の企業成否の危険を冒かす活動家と、かかる所有危険を負担する資本の所有者とが同一人であつた結果である。蓋し茲に所謂所有危険は資本所有なる事實に附屬する一つの屬性に外ならないからである。則ちかかる危険を冒かすものは資本の所有者で、而して之より生ずる危険は亦當然その所有者に歸屬するものである。従つて資本の所有は其本體であつて、所有危険は之に附屬する従たる現象に外ならないのである。これ自己保存を主張する萬物に危険が附隨するやうに所

有にも亦所有喪失の危険が當然伴ふからである。

企業の自己保存の危険を冒かす積極的活動家と、資本の所有者即ち所有危険の負擔者なる消極的事實とが一人に於て合致する此の事實は法律及び信用其他の經濟制度の發達するに従つて分離するものである。例へば勞働、發明を提供する者と資本を提供する者との間に於ける匿名組合、合資會社組織の如き其最も原始的の形式である。かかる制度の下に於ては將來に於ける社會の需要充足を目的とする企てをなす精神的創造的活動者と資本の提供者又は所有者従つて又所有危険の負擔者とは全く分離するものであつて、之が株式會社に於てその代表的形式を見ること既に説明したる所である。此の意味に於て從來株式會社に於ける企業職分の分割(Teilung)……Sombart教授の用言に従つて、一層正確に云へば同一企業内部の各異なる職能者に於ける企業家特性の所在、を論ずる大多數の學者が、Lexis, Pohle や上田博士等の如く之を危険の負擔と經營者に分たずして、企業の所有者と經營者に分ちたるは當を得たる説と云はなければならぬ。蓋し所有は其の本體であつて、危険は其の附屬現象に外ならないからである。

- (1) Pohle, Der Unternehmerstand, S. 9 ff.
(2) Liefmann, Unternehmungsformen, II. Aufl. S. 12 ff.

五

企業所有者と經營者との對立は是れ資本と勞働の對立である。物と人との争である。而て此の對立に於て資本は果して社會主義者又は唯物史觀論者の云ふやうに勞働を支配するであらうか。事業の種類、成行を決するものは物で、人格者ではないであらうか。若し物が人を支配するとすればよし資本主義は如何に文明の發達に貢献したとは云へ其本質に於て尙非文化的 (Kulturfeindlich) であると云はなければならぬ。蓋しそは經濟の擔當者たる人と文化發展の目的たる人格とを分離せしむるからである。洵に近世大企業特に株式會社に於ける企業所有者と經營者との分離と其闘争は單に企業職分の分割論又は企業家の概念論として終る可きものでなくして、經濟發達史上に於ける一つの文化問題に外ならないのである。けれども物と人との此の闘争に入るには吾人は尙企業家の概念論を繼續して行くを便利とする。

Sombart 教授は企業家の職分を論ずるに際しては其の本質に立ち入りて適切に其の典型的特質を抽出したけれども、彼が其の資本主義的企業に對へたる定義は全く表面的、形式的、法律的のものである。則ち曰く資本主義的企業とは貨幣價值ある給付及び反對給付に關する多數の契約を締結して以て物的資産の價值増殖を計るを目的とする經濟形式である」と云つてゐる。①同じく企業家の意味をかかゝる契約又は法律論的見地からして定めんとしてゐる其代表的ものは Brentano である。彼は企業家たる爲には一つの生産物の生産に必要な生産要素に對する支配權 (Verfügungsrecht) を其手に集めんとを要すと云つてゐるのである。②從つて彼の意見によれば會社の重役は企業家ではないのである。重役は只生産要素の一つであつて、企業家は契約により俸給を支拂つて其勤勞を得るのである。故に企業家は尙王の如きものである。自ら行動せず、適才を適所に置き之を其處に維持するは企業家として上上のものである。而して企業家にかかる權力を與ふるものは資本であつて、此の資本の力によつて彼は契約によつて凡ての生産要素を集め、之を生産に利用し得る權利を有するものである。此の力なく、又此の處分權な

くして生産は起り得ないと云ふのである。此の外彼は企業家に精神的労働の職分及び危険負擔の條件を附加してゐるけれども、而も此の處分權を企業家たるの一條件としたことは茲に吾人の特に注意せんとする所である。純企業家と純資本家の區別を立てないのは英國正統學派の特徴であつて、社會主義者又此の區別を判然たらしめない。而して重役を資本の使用人(„Ängestellte“ des Kapitals)となすは今日尙社會民主黨學者の公けの解釋と見られてゐる。けれども Sombart も云へるやうにかの Carnegie, Rathenau, Jenke, Ballin 等の如き大經營者を企業家たらずとなし、又は彼等を其の指揮する會社の株式を所有する版圍内に於てのみ企業家と云ふが如き、學究の臭味を脱せざる殊更求めたる用語法は吾人人間理性の許さざる所である。

生産の目的を達する爲めには各生産要素の支配權を得なければならぬこと洵に Brentano 教授の云ふ通りである。けれども處分權と處分は之を區別しなければならぬ。而して社會學的及び社會經濟的考察に重要な意義を有するは處分の事實であつて、處分し得る無形の權利ではない。從來學者の多くが此の點を看

過したのは驚く可き事實と云はなければならぬ。而して Brentano 教授の如き明かに此の點を無視して法律的解釋に陥つてゐるのである。蓋し社會學的國民經濟的見地よりすれば所有とは財貨を人が現實に所有し占有してゐるとであつて、かかる所有は之を自然的又は原始的所有權と稱し得るものである。蓋し人と財との間に物理的關係が存在し、而して此の關係は社會的法律的關係とは全く獨立してゐるからである。而して物に對してかかる物理的關係にある者は則ち財を處分してゐる人である。然るに法律の見解の下に於てはかかる物理的關係なくして尙所有なる事實は存在するのである。則ち此の場合法律は此の物理的關係(Haben)と、かかる物理的關係を有し得可き關係(Habensollen)とを區別するのである。故に法律上には現在占有せずして尙所有はあり得るのである。故に使用を委したる物、盜まれたる物の所有者は決して所有を失ふことはない。而して相手方は決して所有權を得ることはない。所有者は何時其の返還を請求することが出来るものである。則ち此際所有は處分權(Verfügungsrecht)であり、物理的占有は處分(Verfügung)である。而して國民經濟上意義を有するのは後者であつて前者ではな

い。蓋し法律上の所有權は其力によつて物に對する自然的所有を得て後初めて經濟的意義を有するのでそれ自體は經濟上、無意義であるからである。此の見地よりすれば法律上の所有權を有するものは株主であつて、自然的所有則ち現實に財貨を處分してゐるのは重役則ち經營者に外ならないのである。換言すれば經營者こそ眞の所有者に外ならないのである。

株主が企業所有者の地位に立つことは、法律の認めた所の法的關係であつて、株主其物は株主として何等企業活動に關係してゐるものではない。其所有者として當然生ずる危険の負擔も共に一つの消極的靜態的事實であつて、畢竟彼等は資本の代表者に外ならないのである。之に反して重役は現實に財貨及び勞働を處分して社會の人の慾望を満足せしむる爲めに現實に活動してゐるのである。而して彼等の社會的職分は一つに此の慾望充足のための財貨の生産に外ならない。而して萬一彼等の期待が外づれてかかる生産物を作ることが出来ない場合には彼等はやがて彼等が現實に處分してゐる資本を喪失し、従つて又彼等が經營者としての存在の理由をも失ふのである。而して此の危険を如何に防止し得るやは

又經營者が其の支配下にある生産要素を利用する上に於て最も重大なる關係を有するものである。則ち經營者が經營者として存在するはかかる生産要素處分の上に於ける精神的活動に外ならないのである。此の活動を離れて彼等の存在する餘地はないのである。資本所有者が物の代表者としてあく迄靜的であるに反し、經營者は人としてあくまで活動的である。

企業家が企業家としての存在も亦社會に於て需要する財貨を經濟的に生産する點に存在するものであつて、此の點に於て以上の企業經營者則ち重役は正に企業家としての職分を行使してゐるものである。之れ余が重役を以て企業家なりと云ふ所以である。只從來企業の所有者と企業の經營者が同一人であつた時代則ち事實上の處分と法律上の所有の一致した時代には、資本の所有者も亦同時に自づから企業經營者たることが出来たのであつて、當時は企業家たる爲めに特別の才能經驗を必要としなかつた。則ち資本を自づから所有するものは自づから之を事實上經營に處分し得たのであつて、乃ち資本は其の全威力を振ひ得たのであつた。かかる時代に於て資本の此の生産要素を自由に處分し得る威力を認め

て之を企業家たるの要件となしたことは敢て怪むに足りないものであつて、此の點に於て Brentano 教授の前論も敢へて不當なりとしないのである。けれども企業經營に特別な智識經驗を有し、假令資本を所有するも、自づから之を經濟的に利用し能はざるに至らんか茲に資本の威力は衰へて、之を企業經營者の處分に委しなればならぬのである。換言すれば法律上の所有者は之を事實上占有處分する者に之を委しなればならぬのである。斯の如くして初めて企業は經營し得られるのである。企業が企業として成立し得るは企業を經營し得る人あるが爲め、資本を自づから所有すると否とは問はないのである。現に Marshall 教授の如きすら此の點に於て資本に重きを置かないのである。彼は事業家の子息の事業經營者として甚だ好都合の地位にあるも拘はらず、尙經營者として長く其地位を維持し得ざるを説き、又勞働する者が獨立の經營者となり得ざるは其の資本の缺乏よりも事業經營の複雑となり經營上の能力の缺乏によるもので此の才ある者は容易に其の必要とする資本を處分し得る旨を説いてゐるのである。⁵⁾ 更に又 Philippovich 氏の如きも其の企業家の職分を擧ぐるに際して資本の調達を説くも、

其の所有を條件としないのである。⁶⁾

- (1) Sombart, a. a. O., S. 708.
- (2) Brentano, Der Unternehmer, S. 16 ff.
- (3) Sombart, a. a. O., S. 720
- (4) Mises, Gemeinschaft, S. 14.
- (5) Marschall, ibid., pp. 298-313.
- (6) Philippovich, Grundriss, Aufl. X S. 153.

六

かかる事情の下に企業所有者としての株主は資本家であり、企業經營者としての重役は企業家であると云ふ點に於て何の憚かる所はないのである。特別の經營技術を必要しなかつた時代には所有者は資本の代表者として全威力を振り得た。此の時代に企業家の特質を資本所有に置く敢て咎むるを要しない。而して經營技術の複雑困難を極むる今日に於ては資本は以前の如く其威力を振り得ない。企業が企業として存在し得る爲めには之を専門的經營者に委しなればならぬ時代に、此の經營者を企業家と呼ぶ蓋し亦當然と云はなければならぬ。企業家の職分の變遷すること Sombart 教授の言の通りである。吾人は何時迄も企業家

の古き概念に囚はれることを必要としないのである。手工業時代の親方の概念に囚はれて重役は親方なりや否やを詮議するの愚を敢てするの必要はない。資本と労働の分離の事實を知る吾人は更に資本が資本家と企業家、所有と經營に分たれつつある事實を認識しなければならぬ。

蓋し財産権は一つの靜態的事實であつて、此の事實は法律の城壁と既得權の死力に守られて容易に變化しないのである。然るに經營は動態的事實であつて、常に變化し、否變化を強要せられて已まないものである。茲に於て經營は所有權の堅城ではあるが而も狹隘なる其城内に止まらず、放浪の兒として城外に突進して其の理想を追はんとし、時に其の主義のためには舊主の城に向つて弓すらを引かんとすらするに到るのである。

然らば經營者は何故に舊主の城内に止まることを得なかつたか。茲に於て吾人は經營者の最も重要な職分に就いて論究する機會に到達するものである。第一は企業の自己保存を維持することである。企業は社會に於ける人の需要を満足せしむることによつてのみ其の存在を維持するものであつて、之が可能なる

や否やは乃ち企業の存否を決定する唯一の根本條件である。故に企業を經營せんとするのは先づ社會に存在する需要を探知し、之を判斷するを以て最も重要な職分とするものであつて、而も此の測定は從來に比し甚だしく困難となつて來たのである。中世注文生産の一般に行はれた時代人の慾望の種類少なくて、其の生活が慣習に支配せられて固定してゐた時代には此の需要の種類及び量を探知すること困難でないけれども、今日文化せる人々の需要が日々刻々に變化してゐる時には此の職分を完全に行ふことは容易でない。其製品の僅かの形狀又は色の相違する、直ちに企業の存立を脅かしつゝあるのであつて、而も此の流行の變遷は止む所がないのである。かかる變化して已まない文化人の需要を充たす爲めには單に彼等の必要とし、又は既に知られたる財を生産するに充分なる精神的及び肉體的伎倆を有する丈には足りない。今日只此等の伎倆丈しか有しないものは單純なる補助生産者又は労働者として生存し得るに過ぎないのであつて、眞に消費者の必要とする物を必要とする時に生産し得る爲めには組織的能力あり、投機心ある企業家を必要とするものである。

此故に社會主義者の唱ふるやうに統計的調査によつて今日の如き變更して已まざる人々の需要を測定することは出来ないのである。勿論明年必要とする米鹽砂糖の如きもの、需要は之を測定し得るけれども、かかる需要の固定して動かざるものは今日文明人の消費貨物の中の一部分にしか過ぎない。若し明年に如何な形の帽子、如何なる模様の呉服太物、如何なる石鹼書籍、玩具を必要とするや、之を擧ぐることは到底出来ないであらう。而して今日の實際を以て見ればこれ等の貨物を生産する者は一人ではない。従つて企業家は又存在せる社會の集合需要の幾何を自づから供給し得るやを前以て定めなければならぬ。又企業家たる者は單に未だ隠れたる需要を喚起に努めなければならぬのみならず、又此の集合需要の水を出來得る限り我田に引くに努力しなければならぬのである。而して此の需要の測定、吸水及び喚起の職分は經濟社會の版圖の擴大につれ、文化の發達につれ益々困難となるものであつて、而して此の職分を盡くすとの出來ない場合に企業家の存立の脅かされる程度は大規模生産に於て固定資本を使用すると大なるに従ひ益々増大するものである。余之を企業家の商的職分と云はんとす。

企業家の第二の職分は經營の組織及び指揮に關するものである。經營は一つの組織體として統一的活動をなすものである。而も此の經營は企業家が多數の物財と人とを其間に軋轢の生じないやうに適當に按配配置し、以て組織したものに外ならない。誠に社會主義者 Hodgskin の既に云へるやうに企業家の本分は全體を整理綜括するにある。時計の針が正確に動くは時計を組織せる數十の部分に適當に排列せられてゐるからである。經營内に於て之を組織する物と人とが適當に配置せられざらんか企業家の統一的活動は之を期することが出來ないのである。若しそれ此の統一的活動の能率を高めんとするには此等の經營組織要素たる人と物の場所的配置は寸毫の無駄があつてはならない。又此の活動の時間的配置及び順序は毫末の矛盾衝突を生じてはならないのである。而してかかる技術は經營の規模の大となるに従ひ益々困難となるものである。而して此の困難を排除し大經營の組織を可能ならしめるものは、則ち企業家の組織的能力に外ならないのである。見よ一八五〇年代に於ては獨逸に於ては二百萬馬克の資本を有する工業經營すら之を自づから統一的に管理し得ると自信し得る者がなかつた。

つたのであるが、今日は其十倍の二億すら尙企業の規模の最大限度ではなくなつたのである。勿論交通通信其の技術の發達が之を然らしめたとは云へ、之れ經營者の組織能力の發達による處の最も大なるは疑を要しない所である。かの十九世紀の終りに米國に生れ、一九一〇年頃より世界的運動となりたる科學的經營法の如き、必意經營の構成要素の排置及び其の行動を微細に亘る迄之を分析し、更に之を綜括し、以て經營に於ける生産工程の正確と能率(Precision and efficiency)を増加せんとするものに外ならないのである。

組織するとは人及び物を其の目的とする効果を自由に發現せしむるやうに配置することである。(Sombar)けれども物は到底死物である。之に活力を與ふるものは人である。此故に如何に立派なる設備を有し、如何に大なる發見あるも、之を實際に動かし得る人がなければ效を奏しないのである。此の點に於て人の組織は經營上最も大なる意義を有するものである。かの James Watt は當時既に蒸汽機關製作に必要な熟練技術と細心の注意を勞働者に期待し得るやを疑つたのである。Krupp が勞働者の教育に特別の注意を拂つたのは世人の知る所であつ

て、此の爲めに冶金學校すら建設した。又其の鑄鋼鐵製造の成功は彼の發明せる方法よりも寧ろ彼れ自づからの考案したる非常に正確なる協働作業をなす勞働の組織が與つて力あるものであると云ふ。

けれども産業は機械的分業又は協力丈のものではない。此等の勞働者は知情意を有する人格者であつて、單に彼等を技術上の勞働又は生産原價として取り扱ふを許さないものである。彼等は企業家の瑣細の言行にも或は冷淡となり、近視的となり、兇暴ともなれば、將た又熱心ともなり、忠實ともなり、犠牲ともなるものである。而して此等のデリケートな人を結合して而も相互扶助の同胞の一體たらしむる點に於て産業上の最も困難なる問題を生ずるのである。蓋し人間の性情を取扱ふ過程は最も微妙なるものであるからである。古へ家族經濟の時代には家長の権力はよく數十人数百人を支配することが出来た。資本主義全盛の時代には金の力はよく人を鞭撻し而も之を柔順に結合することが出来た。今や各人人格の自由發展を求むる際に、此の過去の権力や、金力に代つて彼等を結合するものは何であらうか。若し眞に人の能力才能を判断し得、而も彼等を心服せしめ

得る才能あるものは即ち人の頭、産業の指導者たるの地位に立ち得る人である。此の點に於て最近應用心理學の實驗は一つの大なる貢献をなしつつある。

- (1) Jones, Administration of Industrial Enterprises, pp. 129-130.
- (2) Pohl, a. a. O., S. 11
- (3) Wiedenfeld, Das Persönliche im modernen Unternehmertum, S. 107-9
- (4) Jones, "Education and Industrial Efficiency" in papers and proceedings of the 27th. Annual Meeting of the American Econ. Association, V (1914,) 215-26.

七

現代企業家の職分は斯の如く至難なるものである。一人にしてかかる技能を有する人は恐らく數百人千人中に一、二人を出でないであらう。茲に於てか一つの大經營は之を一人にして經營することが出来ないで、重役會は多數の經營者を集め、各其長所とする經營技術を擔當し、以て他人の短所を補ふて茲に一つの大經營を維持することが出来るのである。例へば Allgemeine Elektrizitäts Gesellschaft の重役會は三人の技術者と三人の事務家とよりなつてゐるが如き是である。かかる事情の下に於て其父が資本家にして又同時に其經營者として一つの企業を經營

したるの故を以て其子が其後を繼ぎて實際に其の企業の經營に任ずるが如き、假令經營の力が遺傳し得可き性質のものとは云へ實際に於て常に之を望むことは出来ないのである。二代目 Rockefeller は最早初代の如く積極的活動の人ではない。Marshall Field 及び Jay Gould に到りては之に代はる後繼者が出でなかつたのである。茲に於てか此等の事業は當然企業者ならざる經營者に委しなればならぬのである。乃ち職業的企業家家(Berufsunternehmertum)が生得企業家(Geburtsunternehmertum)に代つたのである。斯の如くして後者の領域は企業の發達し經營技術の困難となるに伴ひ益々前者に蠶食せられてゆくのである。

此等の職業的企業家は經濟の發達の尙幼稚なる處、又は比較的小規模のものにありては今尙純資本家の代表者と考へ、又は傳統的資本主義的態度を探るけれども、今や彼等は漸やく彼等自づからの獨特の職分及び其地位に目醒めつつあるのである。而して彼等は資本家を離れて獨立に考察し、獨立の經營標準を打ち建てんとしつつある。今日彼等は一方に資本家の財産の受託者たると共に、他方には勞働者の職業上の師であり、指揮者であり、更に又公衆の利益擁護の代表者たるの

樞要なる中立的地位を社會に占むることを考へつつあるものである。⁽¹⁾ 則ち彼等資は本家の財産の管理利用を信託せられたる受託者たるも最早彼等の單なる使用人でもなく、奴隸でもない。彼等は時代の代表的活動家としての其の獨立の地位を擁護せんが爲に彼等はその經營に對し其の經營所有者則ち株式會社に於ては株主の干涉壓迫を極力排斥せんと努むるものである。茲に於てか企業所有者と企業經營者の軋轢は當然發生するものであつて、而して誰か「企業の主」たんとする此軋轢は之を闘争と云ふも過言でないのであつて、其の争の激烈の二度には労働と資本の闘争に敢て譲らないのである。⁽²⁾ 讀者若し好景氣時に於ける株式會社の利益配當率上下の争を思ひ起さんか決して此の言の奇矯ならざるを首肯するであらう。而も株式會社に於ける重役は法律上株主の使用人である。知らず、此の争に於て勝を占むるものは誰であらう。「勝利者(Conquistadores)」として起つた企業家が、使用人として終ると云ふ Sombart の言が果して企業家の運命であらうか。⁽³⁾

- (1) Johns, *ibid.*, pp. 130-1
 (2) Wiedenfeld, a. O., S. 111.
 (3) Sombart, a. a. O., S. 723.

八

純企業家(Das reine Unternehmertum)と純資本家(Der Nichts-als-Kapitalist)の争が今日尙明かに表面に表はれて來ないのは今日の純企業家は多くの場合同時に又企業所有者たる二重の資格を有すると、第二には兩者共に利潤を追ふ上に於て共通點を有する結果である。而して此の第二の點こそは則ち利潤を敵とする社會主義者が資本所有者を企業家と呼びて兩者を混同し易き所以である。

けれども純資本家の利潤を追ふ動機と、純企業家のそれとの間には重大なる相違が存在するのである。則ち前者は只自己の消費慾の爲めに之を求むるものである。彼は出來得る限り現在及び將來に裕富に暮さんことを欲し、隣人に其の富の光を示さんことを欲する。彼の所有は彼の活動の基礎をなすものではないのである。従つて其の利用は之を他人に委し、自づから其經營に携はるを敢て欲せざること尙社債の所有者と異なる所はないのである。企業の如何は彼の關する所でない。従つて企業終局の利害を思ふよりも、彼は成る可く現在多額の配當を得んことを欲して已まない者である。Schwiedland が彼等を Genießender Unternehmer

と云ひたるは蓋しよく其の特徴を示したものである。(1)

此の正反對の立場にあるのは純家業企である。彼が企業に投じたる資本は假令極めて一少部分に過ぎなくとも、企業の盛衰に對しては彼は全責任を感ずるものである。彼は消費慾のために活動するものではない。否活動其物のために活動するのである。此の點に於て Werner von Siemens がその弟 Karl に與へたる書中の一句には純企業家の面目の躍如たるものがある。余は譯して彼の意氣を損ずることを恐れるが故に原文の儘之を茲に引用する。

Ich will und kann noch nicht zur Ruhe gehen, ich hasse das faule Rentierleben, will schaffen und nützen, solange ich kann, sehne mich nicht nach den persönlichen Annehmlichkeiten und Genüssen des Reichthums. Ich würde körperlich und geistig zugrunde gehen, wenn ich keine nützliche Tätigkeit, an der ich Anregung und dadurch Beruhigung finde, mehr entfalten konnte.

彼等純企業家は必意働蜂に外ならないのである。而も彼が利潤を求めるのはこれ其の企業の經濟的成否を計る唯一の標準であるからである。蓋し利潤なくんば彼は其企業が果して社會の必要とする需要を満たしてゐるか否か、又は生産

要素を經濟的に利用してゐるか否か、或は内部の組織當を得ず、何處かに缺陷あるの存せざるか否やを知ることが出来ないからである。勞働の成果を知ることの出来ない勞働は經濟勞働と云ふことは出来ない。更に又企業家は其の企業を擴張せんと努むるものである。此の爲めには其の事業の有利なることを示さなければ何人も資本を提供する者なく、従つて又彼等は此の活動衝動を満足さし兼て社會を利用することも出来ないのである。此の爲めに彼等は企業に利潤を生じ、其基礎の強固なるを示さなければならぬ。

企業内に増殖したる利潤を取り扱ふ上に於ても兩者の間には著るしく相違を生ずるものである。純資本家の立場より云へば彼等は出來得る限り利潤を配當として外部に取り去らんとし、純企業家は假令個人として受取る收入は少なきも尙出來得る限り之を企業内部に止めんとし、之が爲めに或は秘密積立金となし、或は資本勘定に入る可きものを損益勘定とし、あらゆる手段を盡くすものである。

之を以て見れば純企業家はあく迄企業を一つの社會に於ける單位とし自づか

ら此の單位の獨立の擔當者として立つものである。彼は只企業其物の爲めに活動し、其の企業を發達せしむるを唯一の目的とするものである。而して自己一身の消費慾に馳られる資本家の企業干渉に對しては飽くまで之を排斥し、以て企業の獨立、自己の獨立的活動を維持せんと努むるものである。茲に於てか兩者の間に利害の衝突が生ずるのである。而して Wiedenfeld によれば此の企業家が自づから企業の主たらしんとする努力に對して資本家の争ふ手段は株式會社の場合には二つある。(4)

第一の方法は株主が株主總會に於ける其の決議權によつて企業の經營又は重役を左右し得るとである。けれども株主總會が企業經營方針に對して無能無力なるは各國皆其軌を一にしてゐる所である。蓋し此れ普通株主は會社日常の行動に就いては注意してゐない。芳しからざる大問題が起つても重役の調査意見は其儘之を受け入れなければならぬものである。特に重役から見れば大切な事項は營業の機密として之が發表を拒むことが出来るのである。若し一朝投票によつて事を争ふやうになつても、普通重役は其の有する株式の力の上に更に事

に當れる重役の意見を信頼する他の一部株主の投票を以て勝利を占め得るものである。此の故に假令法律上では株主は企業所有者であり、株主總會は會社の意思決定機關であつても實際に於ては直接事に當る重役によつて企業は左右せられてゐるのである。

第二は此等多數の資本家が一つの大資本家によつて代表せられる場合には企業が此の大資本の力によつて左右せられることがある。其適例は獨逸大銀行の企業に對する勢力である。而して此の資本の力は企業が其の資本の募集又は調達に銀行の援助を受くこと大なるに従ひ強力となるものである。而して獨逸に於いて如何に銀行の勢力の大なるは、かのルール石炭シンザカート及び製鋼聯合會が大銀行の各企業を憐憫壓迫して成立した事實に見て之を知ることが出来るのである。又其他の國に於ても一つの事業が財政困難の状態にある時大資本家の手より資本を供給せられる時に其の經營に干渉を受くるは屢々見る所である。けれども組織的資本の力によつて企業職分に干渉を受くる企業は全體として見れば極めて一少部分に過ぎないものである。而して此の銀行の勢力は資本

市場が發達して有價證券取引が容易に行はれるに到らば已むものである。特に企業家は日常其の利潤の一部を配當して、殘額は之を企業内部に止め、以て一つは利益配當率を平均するの用に宛つると共に、他方には將來の企業擴張の用に應せんとするものである。而して一つの企業が長きに亘りて定額の配當をなし、且つ積立金増大して企業財政の基礎強固となるに到らんか、かかる企業の株式又は社債は一般に歡迎せられるが故に企業は益々銀行と獨立し、企業資金を公の市場に於て自由に調達し得るものである。蓋し資本家の立場より云へば確實なる定額の収入を得ることは正に彼等の期待する所であつて、而して此の事は企業家が其企業収益の一部を配當することによつてのみ得られる所である。⁽³⁾而して其の結果は則ち會社積立金の増加となり企業の健實従つて又企業家に資本の力より獨立し得るの地位を得せしむるものである。茲に於てか結局純資本家が確實なる定額の収入を期待することはやがて其企業家との闘争に於て敗亡するの種子を自づから播き其從來據り來たれる城壁を職業的企業家に明け渡す準備をしつつあるものである。

之を以て見れば社會に於て獨立の地位を得たる企業家は物を自づから事實上處分する經濟上の實權を有する爲めに、法律上の處分權を有する企業所有者に打ち勝ち、後者は其の居城たる企業を職業的企業家に明け渡し又明け渡す可き運命にあるものと斷定し得るのである。⁽⁴⁾此の事實は資本の力の無限大を信ずるものに對し其の反省を促かすものであつて企業に於ける人の力労働の力によく資本の力に於て之を制するの力あるを示すものではあるまいか。

- (1) Schwiedland, Die Unternehmer, S. 25
- (2) Wiedencfeld, a. a. O., S. 116 ff.
- (3) Mead, Corporation Finance pp. 223-225.
- (4) Wiedencfeld の此の説は Pohle の又全然賛成する所がある。Pohle, a. a. O., S. 38.

(完)